

梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業公募型プロポーザル募集要領

野田市では、市民サービスの向上と梅郷駅西口における自転車等駐車対策を目的として、公募型プロポーザルにより梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業者を選定することとし、次のとおり本事業を実施する事業者を募集します。

1 事業名

梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業

2 設置場所・面積

所在地：野田市山崎1890番地1他

(梅郷駅西土地区画整理事業施行地区 / 13街区の一部)

面積：1,465㎡

3 事業期間

協定締結の日から令和11年3月31日まで

4 発注者

野田市長 鈴木 有

5 事業概要

- (1) 梅郷駅西口において駐輪場整備・運営を実施する。
- (2) 事業内容については、整備・運営する事業者の提案とする。
- (3) 事業の実施にかかる一切の費用(駐輪場施設の設計・建設・原状復旧、施設建設にかかる各種許認可・申請業務、駐輪場施設の運営費及び維持管理、放置自転車の管理、その他事業の実施にかかる費用)については事業主の負担とし本市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 土地使用料は、無料とする。

6 目的

- (1) 梅郷駅西口における有料駐輪場の確保
- (2) 梅郷駅西口駐輪場の防犯対策

7 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 別紙仕様書の要件をすべて満たしていること。
- (2) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 公共施設及び民間施設における駐輪場整備または運営事業について、過去2年間に契約の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に規定する参加の制限を受けている者ではな

いこと。

- (5) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、応募申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、野田市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産法手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続の申立をしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではない。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行った者ではないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

8 応募の手続き等

(1) スケジュール

本要領の配布	令和元年10月15日（火）～21日（月）
質疑書の提出期間	令和元年10月21日（月）～23日（水）
現場説明会	令和元年10月21日（月）10時から
質疑書への回答	令和元年10月28日（月）
応募書類の受付	令和元年11月5日（火）～11月11日（月）
プレゼンテーション	令和元年11月下旬予定
（実施日は応募者に11月15日（金）までに通知します。）	
選定結果の通知	令和元年12月上旬
協定書締結	令和元年12月中旬
駐輪場整備期間	令和2年3月末日まで
運営開始	令和2年4月1日

(2) 応募方法

募集要領・仕様書の配布

配布期間 令和元年10月15日（火）～21日（月）
（土曜日及び日曜日を除く。）

配布場所 野田市市民生活部市民生活課
〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
野田市役所 2階
電話04-7125-1111（内線3124）
なお、野田市役所のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.noda.chiba.jp/>

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

質疑書の提出及び回答

企画提案に関する質疑は、すべて質疑書によるものとします。質疑がある場合には、次のとおり質疑書を提出してください。

受付期間 令和元年10月21日(月)～23日(水)午後5時まで

提出方法 「質疑書」によりEメールまたはFAXで市民生活課に提出してください。

メールアドレス shiminsei@mail.city.noda.chiba.jp

FAX 04 - 7123 - 1737

電話 04 - 7125 - 1111 (内線3124・3127)

提出にあたっては必ず質疑書の着信を市民生活課に電話にて確認すること。

回答方法 令和元年10月28日(月)までにEメールまたはFAXで回答。

応募書類の受付

提出期限 令和元年11月5日(火)～11月11日(月)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜日を除く)

提出先 野田市鶴奉7番地の1

野田市役所市民生活部市民生活課 交通指導係

提出方法 市民生活課に直接持参すること。

提出書類

【応募申込書類】 各1部

1. 応募申込書 (様式第1号)
2. 企画提案書 (様式第2号)
3. 申立書 (様式第3号)
4. 事業者概要書 (様式第4号)
5. 登記事項証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可)
6. 印鑑登録証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの)
7. 納税証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの)
 - ・ 国税の納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書)
 - ・ 法人市民税の納税証明書
8. 財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書) 直近二期分

【企画提案書類】 各11部 (原本1部、写し10部)

1. 企画提案書 (様式第2号)
2. 企画提案書の記載事項

企画提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

次の様式については、全て自由様式とする。

(1) 管理基本方針

自転車等駐輪場整備・設置、管理運営に関する基本方針

(2) 運営管理の要点

関連する法令・条例の遵守

収容台数、利用料金及び利用形態の提案

利用者サービスの向上

- ・自転車と原動機付自転車、自動二輪車を一体管理する際の工夫
- ・それぞれの駐車台数の考え方

利用率向上に向けた取組

苦情対応等

苦情対応の体制、問合せ時の説明

個人情報管理（定期利用を採用する場合）

- ・個人情報に関する基本的な方針
- ・個人情報の適切な取り扱いに関する取組

施設のメリットを生かした効率的な運営

組織体制

施設管理における組織体制（人員、巡回頻度等）

(3) 安全対策等

利用者の安全・安心の確保

事故発生防止の取組及び発生時の対応

照明等の設置など施設の防犯上の取組

場内及び周辺環境美化の取組

深夜帯における防犯・安全対策

災害時・停電時の対応

(4) 収支計画書

事業期間中の収支を年度ごとに収入と支出に分けること。

(5) その他

長期間放置された自転車等への対応など

周辺環境に配慮した取組

独自の提案、工夫した点

整備・事業開始までの管理体制

整備・事業開始までの市との調整事項

整備・事業開始までのスケジュール

・注意事項

1. 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。
2. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。
3. 企画提案書等は、候補者選定以外に提案者に無断で使用することはありません。
4. 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とします。
5. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
6. 企画提案書は、1者につき1案とします。

9 審査項目及び評価方法

(1) 得点 50点

(2) 提案内容は、別添企画審査評価基準表の配点に得点化します。

また、「評価項目」の各項目について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や的確な追加提案があった場合には、これを高く評価します。

(3) 候補者選定について

梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションの状況について評価し、最も高い総合評価を得た応募者を事業候補者として決定します。

(4) 評価主体

評価は「梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業者選定委員会」が行います。

選定委員会は、野田市職員による計6名の委員で構成されており、企画提案について公平かつ適正な評価を行います。

(5) プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施します。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

日 時 令和元年11月下旬予定

実施日時は応募申込者宛に令和元年11月15日(金)までに通知します。

場 所 野田市役所庁舎内会議室

内 容 提案者による企画提案書の説明(30分以内)及び質疑応答(10分)

事業への意欲や提案の具体性、実現性などを確認します。企画提案書の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。

出席者は4名以内としてください。

当日に新しい資料等の提出はできません。提出済みの企画提案書類に基づき説明をしてください。

プロジェクター等の使用も可とします。ただし、事前に担当課と協議して下さい。

(6) 評価方法及び結果の通知

先に提出された企画提案書に加えプレゼンテーションの結果を総合的に評価、採点を行い、最高点を得た者を事業候補者とします。

別に定める梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業仕様書及び企画審査評価基準表に従い評価、採点し選定委員1名あたり50点満点、合計300点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を事業候補者として選定します。

ただし、評価が一定水準に達しない場合(各選定委員が評価・採点した合計点の総和が150点未満)は不採用とします。

・注意事項

最高点を得た者が2者以上ある場合は、くじ引きとします。

最高点を得た者が辞退を申し出た場合や「10 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を事業候補者とします。

評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。

結果通知については、プレゼンテーションの応募者全員に令和元年12月上旬に

書面で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、野田市役所のホームページにおいて公表します。

1 0 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業候補者としての決定を取り消します。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査書類に記名、押印のない書類を提出した者。
- (3) 事業候補者の決定から協定書契約の締結までの間に、事業候補者の資金事情の変化等により、梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業の履行が困難であると野田市が判断したとき。
- (4) 審査書類を期限までに提出しない、または提出した審査書類に不足がある者。
- (5) その他事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

1 1 協定書の締結

梅郷駅西口駐輪場整備・運営に当たっては、野田市と事業者との間で協定書を取り交わすものとします。

事業候補者に選定された者は、野田市と梅郷駅西口駐輪場整備・運営の運用に係る協定の締結をするための協議を行います。協定の締結時期は、令和元年12月中旬を予定し、併せて梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業に向けた協議を開始します。

1 2 その他

- (1) 企画、提案に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募者から提出された審査書類は返却しません。また、提出された審査書類は原則公表しないが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査、評価を実施し、選定の可否を決定します。
- (4) やむを得ず申し込みを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

1 3 問い合わせ先

野田市役所市民生活部市民生活課交通指導係

所在地：〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話：04 - 7125 - 1111（内線3124・3127）F A X：04 - 7123 - 1737

Eメール：shiminsei@mail.city.noda.chiba.jp